

## ■ 申告に必要なもの

- ▶ 利用者識別番号 (お持ちの場合)
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカードまたは免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 還付申告の場合は、還付金振込先の金融機関・支店・口座がわかるもの (本人名義)
- ▶ 代理人 (家族以外) が申告する場合は委任状
- ▶ 収入が証明できるもの  
給与・年金の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書等、農業・営業・不動産収入の収支内訳書 (要事前作成)
- ▶ 控除が証明できるもの  
生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等、配偶者の所得が分かる資料、障害者手帳、医療費控除の明細書 (要事前作成。様式は市ホームページにあります) または医療費通知

◎ 次の申告は市役所ではできません。南国税務署で申告をお願いします。


× 分離所得 (譲渡、株式など) × 住宅借入金控除 1 年目 × 令和 3 年分以前の確定申告 × 死亡した方の確定申告

## ■ 混雑予想カレンダーをご利用ください

2月						3月					
月	火	水	木	金		月	火	水	木	金	
			1	2	3			1	2	3	
午前中					△	午前中			○	△	△
13:00~14:30					△	13:00~14:30			○	○	○
14:30~16:00					△	14:30~16:00			○	◎	◎
	6	7	8	9	10		6	7	8	9	10
午前中	△	△	○	○	○	午前中	△	△	△	△	△
13:00~14:30	△	△	○	○	○	13:00~14:30	△	○	○	○	△
14:30~16:00	△	○	△	△	△	14:30~16:00	◎	○	○	○	○
	13	14	15	16	17		13	14	15	16	17
午前中	△	○	○	△	○	午前中	△	△	△		
13:00~14:30	△	◎	◎	○	◎	13:00~14:30	△	△	△		
14:30~16:00	○	○	○	○	○	14:30~16:00	○	○	○		
	20	21	22	23	24		20	21	22	23	24
午前中	△	○	○		○	午前中	△	△	△		
13:00~14:30	△	○	○		○	13:00~14:30	△	△	△		
14:30~16:00	△	◎	◎		◎	14:30~16:00	○	○	○		
	27	28					27	28			
午前中	○	○				午前中	○	○			
13:00~14:30	○	○				13:00~14:30	○	○			
14:30~16:00	○	○				14:30~16:00	○	○			


△ 大変混んでいる  
○ やや混んでいる  
◎ 空いている

申告受付期間中は、申告会場の待ち人数を市ホームページなどでお知らせします。




市ホームページ

**e-tax** を活用してください!



混雑した会場に向くことなくスマホ、パソコンで申告できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



## ■ 本庁への来庁が困難な方は...

事業・不動産の所得がある方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方 (おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など) は下記の日程にて支所で受け付けを行います

- 夜須支所 2月21日(火)、2月22日(水)の午前
- 赤岡支所 3月7日(火)
- 香我美支所 3月3日(金)
- 吉川支所 3月8日(水)の午後

## 南国税務署からのお知らせ 確定申告会場の開設期間

**2/16(木) >>> 3/15(水)** (土・日・祝を除く) **8:30~16:00**

**!** 入場整理券が必要です!  
入場整理券の配布方法は次の2通りあります。

会場で  
**当日配布**

オンライン  
で**事前発行**

※詳しくは南国税務署にお問い合わせください  
**☎088-863-3215**

# 確定申告 が始まります!



還付のみの申告受付期間  
**2/3(金) >>> 2/15(水)**

すべての申告・相談受付期間  
**2/16(木) >>> 3/15(水)**

- 受付時間: 9:00~11:00、13:00~16:00 (土・日・祝を除く)
- 受付場所: 市役所本庁3階 303・304・305会議室  
各支所 (給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方)

**まずはかんたんチェック! あなたは申告が必要ですか?**

はい → 令和5年1月1日現在、香南市に住んでいますか?  
→ 令和5年1月1日に住んでいる市区町村にお問い合わせください

いいえ → 令和4年中にどのような収入がありましたか?

- 主に給与**  
勤め先は1カ所だけで、年末調整をしていますか? (複数あっても年末調整で合算している)  
→ 所得金額が所得税の控除合計より大きいですか?  
→ A (追加の控除がありますか?)  
→ B (給与以外の所得がありますか?)  
→ C (給与以外の所得が20万円を超えますか?)
- 主に公的年金**  
公的年金以外に個人年金や他の所得がありますか?  
→ 公的年金以外の所得が20万円を超えますか?  
→ A (追加の控除がありますか?)  
→ B (所得税が源泉徴収されていますか?)
- 主に農業・不動産・営業など**  
所得金額が所得税の控除合計より大きいですか?  
→ A (追加の控除がありますか?)  
→ B (所得金額が所得税の控除合計より大きいですか?)
- 収入なし、または非課税収入のみ (遺族年金・障害年金・失業給付金など)**  
国保や後期高齢者医療保険に加入していますか?  
→ D (家族が年末調整や確定申告などであなたを扶養として申告していますか?)  
→ B

**A** 所得税の確定申告が必要です。(市・県民税の申告も兼ねます)

**B** 市・県民税の申告が必要です。

**C** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。

**D** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。  
※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です

